

金沢市立泉野図書館 交流施設のご利用について

金沢市立泉野図書館の交流施設（オアシスホール、レクチャールーム、グループ活動室等）は、教育・文化に関する活動や地域活動（営利目的の活動を除く）にご利用いただけます。

●利用できる団体●

金沢市内に所在する
非営利目的の団体

●利用時間●

平日：10:00-19:00
土日祝日：10:00-17:00
※休館日は使えません

●ご利用の流れ●

① 利用団体概要を提出（団体登録）

館から団体の活動内容を詳しくお尋ねいたします。
活動記録や規約等があればご提出願います。（利用団体概要にご記入ください）

一週間程度の審査を経てご連絡いたします。

② 空き状況を電話で問い合わせ（利用月の3ヶ月前から可能）

団体名を伝え空き状況をお問い合わせください。
会場・機材の下見は随時受け付けております。

③ 使用申請書を提出

利用月の3ヶ月前から申請できます。使用申請書は2階事務室にてお渡しいたします。（注）

備品を使用する場合は、備品使用申請書も提出していただきます。内容によっては、ご来館のうえ、打ち合わせをお願いする場合があります。

（注）パソコンまたはスマートフォンによる申請も可能です。

【パソコンから】

金沢市図書館ホームページへアクセス

図書館情報＞その他の様式＞泉野図書館＞施設使用申請（電子申請）

【スマートフォンから】

左下の二次元コードを読み取りアクセスしてください

④ 使用承認書の発行

2階事務室にてお受け取りください。

⑤ 使用当日

2階事務室受付で団体名をお申し付けください。

準備、後片付けも含めて、時間を守ってお使いください。

使用後は2階事務室まで終了の旨をお伝えください。

無料

電子申請はこちら



スマートフォン版

●このような活動にはお使いいただけません●

- ・企業等の社内会議、研修等
- ・入場料を徴収する公演等
- ・宗教的活動、政治的活動
- ・その他、管理上支障があるもの

●お問い合わせ●

金沢市立泉野図書館庶務担当
TEL: 280-2345

交流施設の設備等一覧

施設	オアシスホール (映像ホール)		レクチャールーム (集会室)		グループ活動室		キッズ スクエア
キャパシティ	180 席程度 既存席（128 席） 追加イス（52 席）		30 席程度		10 席	8 席	120 ㎡
設備	ステージ プロジェクター スクリーン マイク設備 CD/DVD/ブルーレイ プレーヤー		プロジェクター スクリーン マイク設備 CD/DVD/ブルーレイ プレーヤー		なし		なし
飲食	不可 ※ふた付きの容器に入った飲料のみ可						
用途	講演会 上映会 演劇等	絵画等の 展示	講演会 研修会等	絵画等の 展示	読書会、句会等		絵画等の 展示
最大利用日数 (1 月当たり)	4 日	13 日	4 日	6 日	4 日		13 日
備考	レクチャールームの講演会・研修会等での利用時間は 3 時間以内（準備・片付けの時間を含む） ※絵画等の展示の場合は要相談 絵画等の展示（オアシスホール・レクチャールーム・キッズスクエア）の設営・撤収に別途 2 日以内 オアシスホールの講演会・上映会・演劇等にかかるリハーサル・設営等に別途 4 日以内						

金沢市立泉野図書館の施設の使用に関する要綱

(平成 8 年 1 月 12 日 決 裁)

改正 平成 10 年 10 月 29 日 決 裁

平成 13 年 3 月 15 日 決 裁

平成 16 年 3 月 24 日 決 裁

平成 16 年 12 月 14 日 決 裁

平成 17 年 3 月 30 日 決 裁

平成 17 年 5 月 27 日 決 裁

平成 25 年 3 月 28 日 決 裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、金沢市図書館規則（平成 7 年教育委員会規則第 7 号）第 12 条の規定による同条の表泉野図書館の項に掲げる施設（以下「施設」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の対象者)

第 2 条 施設を使用することができるものは、本市に住所を有する団体で、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める事業を行おうとするものとする。ただし、金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 集会室 次のアからウまでに掲げる事業

ア 教育、文化又は芸術（以下「教育等」という。）に関する講演会、研修会、読書会、学会等

イ 絵画、書道、写真、工芸等（以下「絵画等」という。）に関する展示会

ウ その他教育委員会が適当と認める事業

(2) グループ活動室 次のアからウまでに掲げる事業

ア 教育等に関する研修会、読書会、会議、打合せ会等

イ ボランティア等の活動に関する研修会、会議又は打合せ会

ウ その他教育委員会が適当と認める事業

(3) 映像ホール 次のアからオまでに掲げる事業

ア 教育等に関する講演会、研修会、学会等

イ 教育等に関する映像上映会

ウ 音楽に関する演奏会、演劇、落語等の上演会

エ 絵画等に関する展示会

オ その他教育委員会が適当と認める事業

(4) アートロビー 絵画等に関する展示会

(5) キッズスクエア 絵画等に関する展示会

(使用の申請)

第3条 金沢市図書館条例（昭和54年条例第7号。以下「条例」という。）第7条の規定により施設の使用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、金沢市立泉野図書館使用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により、教育委員会に申請しなければならない。

(申請書の受付期間)

第4条 申請書の受付期間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 集会室、グループ活動室 施設を使用する日（以下「使用日」という。）の3箇月前の日の属する月の初日から使用日まで。

(2) 映像ホール、アートロビー及びキッズスクエア 使用日の3箇月前の日の属する月の初日から使用日の前日まで。

(使用承認書の交付)

第5条 教育委員会は、施設の使用を承認したときは、金沢市立泉野図書館使用承認書（様式第2号）を申請者に交付する。

2 教育委員会は、前項の使用の承認の際、必要な条件を付けることができる。

(使用時間及び使用日数等の制限)

第6条 施設の使用時間は泉野図書館の開館時間とし、各施設の使用日数等は別表のとおりとする。ただし、教育委員会は特に必要があると認める場合は、これを変更することができる。

(使用の承認の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を承認しないものとする。

- (1) 条例第8条各号のいずれかに該当すると認められるに至ったとき。
 - (2) 著作権法（昭和45年法律第48号）に抵触すると認められるとき。
 - (3) 入場者から入場料その他これに類する料金（テキスト等に係る実費相当額を除く。）を徴収するとき。
 - (4) 飲酒、飲食等（教育委員会がやむを得ないと認める飲食を除く。）を伴う使用のとき。
 - (5) 営利を目的とする団体等が開催する研修会、発表会等（市民の生涯学習の振興に資するものとして教育委員会が特に認めるものを除く。）に使用しようとするとき。
- （使用の承認の取消し等）

第8条 教育委員会は、第5条の規定により施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用の承認を取り消し、又は使用を停止することができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当すると認められるに至ったとき。
- (2) 施設を第2条各号の事業以外の目的に使用したとき。
- (3) 使用の条件に違反したとき。
- (4) その他管理上必要があるとき。

（使用者の遵守事項）

第9条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設の使用に際し、事前に使用の方法その他必要な事項を打合せをすること。
- (2) 施設の使用を終了したときは、直ちに館長に届け出て、点検を受けること。
- (3) 許可を受けないで、壁、柱等にはり紙をし、又は釘等を打たないこと。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年1月12日から施行する。

附 則（平成10年10月29日決裁）

この要綱は、平成10年10月29日から施行する。

附 則（平成13年 3 月15日決裁）

この要綱は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年 3 月24日決裁）

この要綱は、平成16年 4 月 1 日から施行し、同日以後の使用について適用する。

附 則（平成16年12月14日決裁）

1 この要綱は、平成17年 1 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に存する改正前の様式第 1 号の書式による用紙は、当分の間、
所要の調整をして使用することができる

附 則（平成17年 3 月30日決裁）

この要綱は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 5 月27日決裁）

この要綱は、平成17年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月28日決裁）

この要綱は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

別表（第6条関係）

区 分	使用日数等
集 会 室	第2条第1号ア又はウに掲げる事業を行うため使用する場合 1箇月につき4日以内
	第2条第1号イに掲げる事業を行うため使用する場合 一の展示会について、1箇月につき6日以内
グループ活動室	1箇月につき4日以内
映 像 ホール	第2条第3号ア、イ、ウ又はオに掲げる事業を行うため使用する場合 一の講演会、研修会等について、1箇月につき4日以内
	第2条第3号エに掲げる事業を行うため使用する場合 一の展示会について、1箇月につき13日以内
キッズスクエア	一の展示会について、1箇月につき13日以内

摘要

- 1 集会室、映像ホール、アートルビー及びキッズスクエアにおける展示会に係る設営等に要する日数は、一の展示会につき、別途2日以内とする。
- 2 映像ホールにおける講演会、研修会等に係るリハーサル、設営等に要する日数は、一の講演会、研修会等につき、別途4日以内とする。

金沢市立泉野図書館使用申請書

年 月 日

（あて先）金沢市教育委員会

住 所
団体名
氏 名
電 話

金沢市立泉野図書館の施設を使用したいので、次のとおり申請します。

使用施設名	☐ レクチャールーム（集会室） ☐ グループ活動室 1，2，3 ☐ オアシスホール（映像ホール） ☐ キッズスクエア ☐ アートロビー
使用の目的	
使用の内容	
使用日時	年 月 日（曜日） 時 分 ～ 時 分 年 月 日（曜日） 時 分 ～ 時 分 年 月 日（曜日） 時 分 ～ 時 分 年 月 日（曜日） 時 分 ～ 時 分
使用予定人員	人
料金等の徴収	☐ 有り（1人につき 円） ☐ 無
会場責任者	住 所 氏 名 電 話
※ 備 考	

- (1) 該当する□の中にレ印を付けてください。
(2) ※欄は記入しないでください。

金沢市立泉野図書館使用承認書

住 所
団体名
氏 名
電 話

月 日付けで申請のあった金沢市立泉野図書館の施設の使用について、
次のとおり承認します。
年 月 日

金沢市教育委員会

使用施設名	☐ レクチャールーム（集会室） ☐ グループ活動室 1，2，3 ☐ オアシスホール（映像ホール） ☐ キッズスクエア ☐ アートロビー
使用の目的	
使用の内容	
使用日時	年 月 日（曜日） 時 分 ～ 時 分 年 月 日（曜日） 時 分 ～ 時 分 年 月 日（曜日） 時 分 ～ 時 分 年 月 日（曜日） 時 分 ～ 時 分
使用予定人員	人
料金等の徴収	☐ 有り（1 人につき 円） ☐ 無
会場責任者	住 所 氏 名 電 話
備 考	